

【保存版】

# いまばり リサイクル通信

令和5年(2023)12月1日発行 No.50



発行 今治市市民環境部市民環境政策局資源リサイクル課  
TEL0898-47-5374(直通) FAX0898-48-3942



ごみ分別アプリ  
「さんあ〜る」



## 今治市ふれあい収集について

■対象区域 今治市内全域で実施

■対象者 自らごみ出しが困難で、周囲の協力を得られない方のうち、次のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上の単身者で、要介護2以上の高齢者
- (2) 単身者で、視覚障がい2級または肢体不自由障がい2級以上の障がい者
- (3) 上記の世帯員のみで構成される世帯の方
- (4) その他、支援が必要と認められる方



■収集方法 週1回収集(祝日の場合は、振替日を設ける)

可燃ごみ、不燃ごみを今治市指定ごみ袋を使用し、玄関先へ排出。可燃ごみ袋については、利用者様が用意したペール缶等に入れてください。

資源ごみについては、新聞紙、雑誌等のみ十字で縛って排出可とします。プラスチック製容器包装・ペットボトルは可燃ごみ、缶・びんは不燃ごみとして排出とします。

有害・危険ごみ(電池、モバイルバッテリー、ライター、スプレー缶等)はポリ袋などに入れて、玄関先に排出してください。

■収集代金 無償 ※ただし指定ごみ袋は使用してください。

■申請方法 お申し込みについては、資源リサイクル課(今治市クリーンセンター内)、介護保険課、障がい福祉課、福祉政策課、市民参画課、各支所住民サービス課へ直接申請書をお持ちいただくか、郵送にてお申し込みください。

※親族やケアマネージャー等、代理人による申請も可能です。

### ■ごみの分別

**可燃ごみ**  
台所ごみ、紙くず、革製品、  
ゴム製品、ペットボトル、  
プラスチック製容器包装 など



**不燃ごみ**  
金属類、ガラス製品、  
陶磁器類、小型家電製品類、  
びん類、缶類 など



**有害・危険ごみ**  
電池、蛍光管、スプレー缶、カセットボンベ、ライター など

**紙類・布類**  
新聞紙、雑誌・雑がみ、紙パック、ダンボール など

お問い合わせ

〒799-1514 今治市町谷甲394番地(今治市クリーンセンター内) 今治市役所 資源リサイクル課  
TEL:0898-47-5374 FAX:0898-48-3942 メール:recycle@imabari-city.jp

# 浄化槽は維持管理 が必要です。

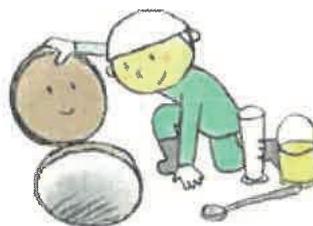
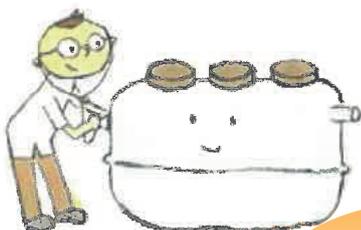
## あなたも浄化槽管理者です

浄化槽を設置されたみなさまは、浄化槽管理者となります。浄化槽管理者は浄化槽について定められた法律「浄化槽法」により、次のような義務が課されています。

### 浄化槽管理者(設置者等)の3つの義務

#### 保守点検

機器の点検・調整、  
補修や消毒剤の補充  
等を行います。  
(浄化槽法第10条)



#### 法定検査

保守点検や清掃の  
確認、処理水の水質  
分析を行います。  
(浄化槽法第7条・第11条)

#### 清掃

浄化槽内の汚泥等  
を抜き取り、各装置  
の洗浄を行います。  
(浄化槽法第10条)



快適な生活と美しい環境を守るために  
浄化槽の維持管理につとめましょう

「保守点検」愛媛県の登録を受けた保守点検業者に委託しましょう。

「清 掃」今治市の許可を受けた清掃業者に委託しましょう。

「法定検査」公益社団法人 愛媛県浄化槽協会が行います。

問合せ先

公益社団法人 愛媛県浄化槽協会今治支部 TEL:0898-33-0023  
今治市 環境政策課 TEL:0898-36-1535